

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に基づく特別対象組合等の特定優先出資等の処分に係る当面の対応について

平成 27 年 7 月 22 日
農水産業協同組合貯金保険機構

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成 8 年法律第 118 号。以下「法」という。）附則第 11 条第 1 項に規定する特別対象組合等の法附則第 3 条第 1 項に規定する特定優先出資等の処分については、主務省庁とも協議の上、当面、以下により対応することとしたので、公表する。

1. 基本的な考え方

特定優先出資等の処分については、特別対象組合等の経営判断に基づく申出による処分を基本とし、特別対象組合等から当機構に対してその申出があった場合には、当機構は特別対象組合等と協議を行い、2. の判断基準に照らして特段の問題がなければ承諾し、その処分を行うものとする。

なお、当機構がその処分をしたときは、農水産業協同組合貯金保険機構の震災特例業務の実施に関し必要な事項を定める命令（平成 23 年内閣府・財務省・農林水産省令第 1 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、直ちに、処分額及びその内容を記載した書面を農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

2. 判断基準

（1）金融の円滑化に支障がないこと

- － 処分後も、当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本比率を確保できるか。
- － 信用事業強化計画等の履行状況に問題がないか。

（2）取得価格以上の適正な価格での処分となっていること